

山鹿市条例第7号

山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山鹿市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令に規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）と同一とする。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

（暴力団員等の排除）

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者は、山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号又は第2号に掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。